

令和6年（行ウ）第27号 診療報酬請求事件
原告 藤巻拓郎
被告 社会保険診療報酬支払基金

準備書面（7）

令和7年1月28日

東京地方裁判所民事第2部合議D c 係 御中

原告 藤巻拓郎 印

原告は、下記の点を論点として再度強調しておく。

1 裁判所が減額理由の適否について審査対象とするのは、審査委員会の当初及び再審査

（1）被告支払基金の審査を前提に京都市長が生活保護法に基づく診療報酬額を決定した事案において、大阪高裁は、「審査基準である療養担当規則及び算出方法告示の具体的運用が合理的なものであることも、本件決定の適法性を基礎づけるものというべきであり、右具体的運用に合理性がなく、結果として不適正な審査内容となった場合には、本件決定は違法と評価されることになるものである。生活保護法53条1項に基づく診療報酬額の決定が、適正な診療内容に対応した適正な診療報酬額の支払いを指向したものである以上、審査基準の具体的運用の合理性が必要なことは当然といえることができる」と判示している（大阪高裁平成9年5月9日判決 平成7年（行コ）第9号・第13号 診療報酬請求額決定処分取消請求控訴・診療報酬金請求控訴事件 甲第64号証）

（2）同判決はまた、「本件決定が適法か否かは、第一審被告基金が診療報酬請求書、診療報酬明細書及び同明細書に添付された症状経過を元にして書面審査をすることを前提として、その審査を適切にしたかどうかによって決まることになる」とした上で、添付資料の不足のために減点査定をした場合には、

「審査連絡書、増減点連絡書によって、診療報酬がなぜ減点査定されたのか、どのような資料が不足していたために減点査定されたのか、減点査定をされた指定医療機関に分かるように指摘し、再審査の機会に審査資料の保管が適切になされるように配慮すべき義務があるというべく、こうした手続き過程を経て、適正な審査が全うされるのであって、第一審被告基金がその義務を履践することなく減点査定をし、その結果、不適正な審査内容となった場合には、この減点査定を受けて都道府県知事（本件の場合は第一審被告市長）がする生活保護法５３条１項に基づく決定も違法になるというべきである」と述べる。

（３）すなわち、同判決は、診療報酬請求の審査に当たっては、①療養担当規則や告示等の具体的運用が合理的であったかどうか、および②審査委員会の審査が減点連絡書などによりなぜ減点されたのか分かるように指摘した上で再審査の機会に適切に資料の補完ができるよう配慮する義務が果たされた適正なものであったか、を検討して、審査が適法であったか違法であったかを判断する、としているのである。

（４）一方で、同判決は、被告審査委員会に「あまりに強い審査権限を付与することになる」事態について明確に「懸念」を示している。すなわち判決は、「かつて、基金法１４条の３第１項、１４条の６第２項の規定を新設するに際して、この規定は、審査委員会、特別審査委員会にあまりに強い審査権限を付与することになるのではないかと懸念されたのであるが、指定医療機関に診療録などの提出を義務付けるのと同様の右の考え方は、まさしく懸念された通りの結果を招来することになりかねないものである」と述べて、「資料提出の不備についての極めて重い不利益を指定医療機関に課す第一審被告ら主張の見解は相当ではな」い、と断じている。

２ この判決に照らせば、告示・通知等の文理解釈を誤った本件被告の減点査定は合理性を欠き違法であることが明らかである。

また、この判決は、保険医療機関側に添付資料の不備があった場合ですら、それを指摘して補完する機会を与える義務を審査支払機関に認めているのであり、

これに照らせば、本件の被告の違法性はより強く認められることになる。すなわち、被告の読み飛ばし（文理解釈違反）（甲第4、6、51号証）に気が付いた原告の指摘に耳を傾けず（甲第10、11、12、12の2、48号証）、審査委員との面談希望をことさらに無視し続けた末（甲第12の3、48号証）に、再審査請求についても理由を付さずに「原審通り」と通知したばかりか（甲第18、18の2号証）、令和6年4月診療分から、何を根拠として減点をするのかが記載自体からは一切分からない形に増減点連絡書の減点理由を変更した被告の審査は（甲第57号証）、①告示・通知等の具体的運用が合理性を有しない上に②減点理由が保険医療機関に分かるように審査すべき義務にも違反しており、審査の適正を欠き、違法となることが明らかである。

- 3 上記判決も懸念していた通り、現実の審査では、理由も不明なまま一方的に減点査定されることが多く、「法律に基づく行政」「適正手続」とは程遠い。審査支払機関に無謬性などなく、今回のような、告示・通知・事務連絡の解釈の単純な誤りをも犯しうる。コンピューターチェックも、本件でまさにそうであったように、人間が与える条件が誤っていれば誤った結果を出すのである。

そのような明らかな審査の誤りであっても、該当患者一人一人の診療行為の都度、一々裁判に訴えなければ適正な支払を受けられないとすれば、日々診療と請求業務に追われる保険医療機関に多大な困難を強いることになる。

上記平成9年の大阪高裁判決が出たとき、患者と医療関係者の間で好意的に受け入れられ（京都保険医新聞 平成25年7月5日号・7月20日号（甲第66号証）、判例解説雑誌においても、「本判決によって、診療報酬の審査内容が明らかにされるとともに、診療報酬の減点査定に関する手続きの適法性を争う途が開かれたことが大きく評価される」（別冊ジュリストNo. 191 186頁（甲第67号証））と評価された。審査内容には合理性が必要であること、誤りがあれば正されること、信義則に適った適正な診療報酬額確定手続が保障されること。これらの当たり前のことが実現することを、原告は願ってやまない。

以上